

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年6月2日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年6月17日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成23年6月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 本三地区	高松市産業経済部土地改良課
〃	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 北堀江水路地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上原地区	〃
高松市一宮土地改良区	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (かんがい排水事業) 上井地区	〃